

富田林市地域公共交通確保維持改善計画(素案)
〔フィーダー系統確保維持計画〕
【令和7年度】

令和6年6月

富田林市交通会議

地域公共交通確保維持改善計画の名称

富田林市フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

富田林市における地域公共交通は、鉄道について、近鉄長野線が羽曳野市や河内長野市方面を、南海高野線が堺市や河内長野市方面へ接続している。路線バスについては、富田林駅と金剛地区方面、及び喜志駅と梅の里住宅方面を結んでいる近鉄バス、金剛駅と金剛地区方面を結んでいる南海バス、富田林駅と本市東部や隣接町村方面を結ぶ4市町村コミバス、市中央部にはレインボーバスが運行されている。

しかしながら、少子高齢化と自家用車の普及に加え、コロナ禍による影響もあり、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、市内には公共交通機関から離れている交通不便地域が点在している。

そのような中、令和5年12月20日をもって、それまで本市東南部や太子町、河南町、千早赤阪村を運行していた金剛バスが廃止され、翌21日からは4市町村コミバスの運行を開始したが、金剛バスが運行されていたことと比べて、運行エリアの縮小や運行便数の減少などにより、日常生活において公共交通を利用してきた地域住民にとって利便性が低下しており、これ以上の利便性の低下を防ぐためにも、当該路線を存続することが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域内フィーダー路線である以下の路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

また、併せて各路線の利便性向上施策を行うことで、輸送人員を維持もしくは増加させることを目標とし、地域住民の生活交通手段として不可欠な乗合バスの確保維持に努める。

対象路線

- ・4市町村コミバス 東條線(運行主体:南海バス株式会社)
- ・4市町村コミバス 東條線(運行主体:近鉄バス株式会社)
- ・4市町村コミバス 北大伴線(運行主体:河南町)
- ・4市町村コミバス さくら坂循環線(運行主体:河南町)
- ・4市町村コミバス 河内線(運行主体:河南町)
- ・4市町村コミバス 石川線(運行主体:河南町)
- ・4市町村コミバス 白木線(運行主体:河南町)
- ・4市町村コミバス 千早線(運行主体:千早赤阪村)
- ・4市町村コミバス 阪南線(運行主体:河南町)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1)事業の目標

市内で運行される路線バスの収支率を、年1%の改善を目指し、49.4%以上とする。(R5年度実績 45.4%)

地域公共交通に対する行政負担額を、令和 6 年度予算額以下となることを目指し、165,268 千円以下とする。

市内で運行される路線バスの年間利用者数を、人口減少に応じた利用者数を維持し、3,456,000 人以上とする。

(富田林市地域公共交通計画 P83～P84「表. 評価指標ならびに目標値」参照)

(2)事業の効果
地域内フィーダー路線を維持することにより、沿線住民の通学、通勤、通院、買い物等日常生活に必要な移動手段を確保することができる。 また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・MaaS への取組の推進(広域協議会、富田林市) ・都市機能集約と地域公共交通の連携(広域協議会、富田林市) ・鉄道駅を拠点としたまちづくりの推進(広域協議会、富田林市) ・他市町村との連携強化(広域協議会、富田林市) ・民間路線バスに対する適切な支援体制の構築(広域協議会、富田林市) ・高齢者の免許返納の推進(広域協議会、富田林市) ・高齢者や障がい者等への移動支援(広域協議会、富田林市) ・地域の輸送資源の活用(広域協議会、富田林市) ・エコ通勤の推進(富田林市) ・交通安全講習会等との連携(富田林市) ・鉄道や路線バスなどの地域公共交通の利用促進機会の創出(富田林市、交通事業者) ・バスマップ等の刷新(広域協議会、富田林市) ・既存の交通資源の維持・活性化(広域協議会、富田林市、交通事業者) ・乗継利便性の向上(広域協議会、富田林市) ・地域公共交通を補完する移動手段の確保(富田林市) ・バス停留所の環境改善(広域協議会、富田林市) ・民間企業等との連携強化(広域協議会、富田林市) ※広域協議会とは、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会のことを示す。 (富田林市地域公共交通計画 P61-65 参照)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって、運行の維持を図る 4 市町村コミバスの路線について、その運行に係る費用の総額として 347, 782 千円を計上しており、その内 156,116 千円を富田林市が負担金として計上している。運行主体への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・収支率(年間実績) ・行政負担額(年間予算額) ・利用者数(年間実績、年度毎) (富田林市地域公共交通計画 4.4 目標に基づき評価する)
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
該当なし
(2)事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1)事業の目標
該当なし
(2)事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○令和 5 年度

第 1 回(5 月 31 日) 令和 5 年度事業案について等

第 2 回(7 月 25 日) 近隣市町村との法定協議会設置に向けた検討について等

第 3 回(9 月 28 日) 広域協議会の設置について等

第 4 回(10 月 20 日～24 日、書面開催)

金剛バスの廃止に伴うレインボーバス車両の活用について

第 5 回(10 月 27 日～31 日、書面開催)

金剛バスの廃止に伴うレインボーバスの運行計画(案)について

第 6 回(11 月 14 日) 金剛バスの廃止に伴うレインボーバスの運行計画(案)について等

○令和 6 年度

第 1 回(5 月 23 日) 富田林市地域公共交通計画の改訂について等

第 2 回(6 月 日～ 日、書面開催)

地域公共交通確保維持事業における補助申請について等

※第 2 回交通会議において、申請内容について合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページなどで本計画に関するアンケート調査を行った。運行本数の充実や、鉄道との乗り継ぎの改善を求める声があったため、そちらに考慮した計画とした。

募集期間:令和6年4月24日から令和6年5月12 日

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

